

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

業 種	林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業 (令第2条第1号の業種)	製造業（物の加工を含む）、電気業、ガ ス業、熱供給業、水道業、通信業、各種 商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売 業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、 自動車整備業、機械修理業 (令第2条第1号の業種)	その他の業種 (令第2条第3号の業種)
	規 模 (人)		
1000 ～	事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 (安衛法第10条) 指揮 ↓ 産業医 (安衛法第13条) 安全管理者 (安衛法第11条) 衛生管理者 (安衛法第12条)	事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 指揮 ↓ 産業医 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 指揮 ↓ 産業医 衛生管理者
	300～ 999		
	100～ 299		事業者 ↓ 選任 産業医 衛生管理者
50～ 99	事業者 ↓ 選任 産業医 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 安全管理者 衛生管理者	
10～ 49	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者 (安衛法第12条の2)	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者	事業者 ↓ 選任 衛生推進者
1～9	事業者	事業者	事業者